

# 藤沢市地域防災計画

## 本 編

藤 沢 市 防 災 会 議



藤沢市地域防災計画〔本編〕追録加除一覧表

番号	内容現在	加除整理	備考
原本	平成 25 年度修正		
NO 1 号	平成 26 年 3 月 20 日	年 月 日	平成 25 年度第 2 回藤沢市 防災会議による修正
NO 2 号	平成 27 年 3 月 20 日	年 月 日	平成 26 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
NO 3 号	平成 28 年 4 月 27 日	年 月 日	平成 28 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
NO 4 号	平成 29 年 7 月 25 日	年 月 日	平成 29 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
NO 5 号	令和 3 年 10 月 13 日	年 月 日	令和 3 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
NO 6 号	令和 5 年 1 月 31 日	年 月 日	令和 4 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
NO 7 号	令和 6 年 1 月 29 日	年 月 日	令和 5 年度第 1 回藤沢市 防災会議による修正（本 編全部差し替え）
NO 8 号	年 月 日	年 月 日	
NO 9 号	年 月 日	年 月 日	
NO 10 号	年 月 日	年 月 日	
NO 11 号	年 月 日	年 月 日	
NO 12 号	年 月 日	年 月 日	
NO 13 号	年 月 日	年 月 日	
NO 14 号	年 月 日	年 月 日	

番号	内容現在	加除整理	備考
NO 15 号	年 月 日	年 月 日	

## 目次

## 序論

---

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の構成と位置づけ	1
第3節 背景と新たな視点	4
第2章 計画の進行管理	7
第1節 計画の推進	7
第2節 計画の習熟	7
第3節 計画の修正	7
第3章 地域防災計画の推進主体とその役割	8
第1節 計画の進め方	8
第2節 防災関係機関の責務	9
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第4節 市民の役割	17
第5節 企業の役割	18
第6節 災害救援ボランティアの役割	18
第4章 藤沢市の概要	19
第1節 自然的条件	19
第2節 社会的条件	20
第5章 藤沢市の過去の災害状況	24
第1節 地震津波災害について	24
第2節 風水害等災害について	24
第3節 都市災害について	25
第2部 防災体制の充実・強化	26
第1章 組織体制の充実・強化	26
第1節 災害対策本部の組織体制の充実	26
第2節 災害対策本部組織の充実	26
第3節 地区防災拠点本部の充実	29
第4節 災害対策本部会議等	29
第5節 災害対策本部各指揮本部等の所掌事務	33

第6節 災害対策における従事職員の指名	37
第7節 職員の配備・動員	39
第8節 災害対策本部の代替機能の整備等	42
第9節 業務継続体制の確保	42
第2章 情報の収集・伝達体制の整備	44
第1節 災害時の情報収集体制の整備・強化	44
第2節 情報提供ツールの整備・強化	45
第3節 情報の共有	46
第3章 救助・救急、消火活動体制の充実	49
第1節 救助・救急、消火活動体制の整備	49
第2節 広域応援体制の強化	50
第4章 医療救護計画	51
第1節 医療救護活動体制の確立	51
第2節 関係機関の役割	53
第3節 医療情報の収集・提供	54
第4節 医薬品等の確保	55
第5節 ライフラインの確保	55
第6節 広域医療搬送計画	55
第5章 自主防災活動による地域防災力の充実	57
第1節 自主防災活動の習熟	57
第2節 自主防災組織の育成・支援	57
第3節 自主防災組織と地域の関わり	58
第4節 自主防災組織と防災リーダーの関わり	58
第5節 企業等の防災体制の確立	58
第6節 地区防災計画	58
第6章 防災知識の普及	60
第1節 市民等への防災知識の普及	60
第2節 学校・社会福祉施設における防災教育の推進	63
第3節 企業等の防災体制の確立等	63
第4節 防災関係機関が実施する啓発	63
第5節 災害時医療の普及啓発・技術の習得	63
第6節 市職員に対する防災教育	63
第7章 防災訓練の実施	65
第1節 災害時に期待される役割・行動	65
第2節 防災訓練	65
第8章 防災制度の充実・強化	68
第1節 災害の歴史に学ぶ	68

第2節 復興の視点について .....	69
第3節 総合的な取り組みについて .....	70

## 各論 I 地震災害対策計画

---

第1部 総則.....	71
第1章 計画の方針 .....	71
第1節 計画の目的 .....	71
第2節 計画の構成と位置づけ .....	71
第3節 計画への新たな視点 .....	71
第2章 被害想定 .....	76
第1節 地震被害の想定 .....	76
第2節 津波被害の想定 .....	78
第3節 想定される被害状況 .....	80
第2部 災害予防対策計画（都市の安全性の向上） .....	88
第1章 都市防災化計画 .....	89
第1節 都市計画の推進 .....	89
第2節 都市施設整備の推進 .....	92
第3節 ライフラインの整備 .....	97
第4節 建築物耐震化の推進 .....	101
第5節 崖崩れ災害等予防対策の推進 .....	103
第6節 液状化予防対策の推進 .....	106
第2章 防災施設等整備計画 .....	109
第1節 公共施設の安全化・防災機能の強化 .....	109
第2節 空地管理計画 .....	110
第3節 消防体制の整備 .....	112
第4節 防災備蓄倉庫及び防災資機材の整備 .....	114
第3章 危険物等災害予防計画 .....	115
第4章 津波災害予防の推進 .....	117
第5章 地区防災計画の推進 .....	122
第1節 江の島防災計画 .....	122
第3部 災害時応急活動事前対策計画.....	127
第1章 災害対策本部組織体制の充実 .....	128
第1節 災害対策本部の組織体制の充実 .....	128

第2節 災害対策本部の設置・運営	128
第3節 災害対策本部各指揮本部の所掌事務	128
第4節 職員の配備・動員	128
第5節 災害対策本部の代替機能の整備等	128
第6節 業務継続体制の確保	128
第2章 情報の収集・伝達体制の整備	130
第3章 救助・救急、消火活動体制の充実	132
第4章 医療救護計画	135
第5章 警備等対策計画	137
第6章 避難対策計画	139
第7章 帰宅困難者対策計画	146
第8章 要配慮者対策計画	149
第9章 被災者救援対策計画	157
第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画	159
第11章 文教対策計画	161
第1節 学校教育対策	161
第2節 生涯学習対策	163
第12章 緊急輸送計画	164
第13章 居住環境改善計画	167
第1節 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	167
第2節 応急仮設住宅建設対策	168
第3節 住宅の応急修理・障害物の除去対策	170
第14章 ライフラインの応急復旧対策計画	171
第15章 災害廃棄物等処理計画	174
第16章 広域応援体制計画	176
第17章 災害救援ボランティア活動の推進	178
第18章 要配慮者利用施設の名称及び所在地	180
第1節 津波災害警戒区域における要配慮者利用施設	180
第4部 災害時の応急活動計画	181
第1章 災害対策本部等の設置、運営	184
第1節 初動体制の確立	184
第2節 災害対策本部等の設置、運営	186
第3節 災害対策要員の確保	186
第4節 災害対策資源の確保と活用	187



第2章 災害時情報の収集・伝達	189
第1節 地震情報等の収集・伝達	189
第2節 被害情報の収集・伝達	190
第3節 災害広報の実施	191
第3章 救助・救急、消火活動	192
第1節 初動体制の確立	192
第2節 火災防ぎょ活動	194
第3節 救助・救急活動	194
第4節 行方不明者の捜索	195
第5節 通行禁止区域における措置命令等	196
第6節 消防応援要請	196
第4章 医療救護活動	198
第1節 医療救護体制の確立	198
第2節 医療情報の収集・提供	198
第3節 医薬品等の確保	198
第4節 ライフラインの確保	198
第5節 傷病者の搬送体制	198
第5章 警備等対策	199
第1節 陸上警備救助活動	199
第2節 海上警備救助活動	202
第6章 避難対策	204
第1節 避難指示等	204
第2節 避難場所の開設	207
第3節 他市町村への避難	208
第4節 地震災害の避難対策	208
第5節 ペット対策	210
第6節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保	211
第7節 感染症対策	211
第7章 帰宅困難者対策	212
第1節 一斉帰宅者の発生の抑制	212
第2節 帰宅困難者への支援	212
第3節 徒歩帰宅者への支援	213
第4節 県への要請	213
第8章 要配慮者支援対策	214
第1節 災害発生時の支援	214
第9章 被災者救援対策	217
第1節 応急給水	217

第2節 食料供給	219
第3節 生活物資供給	221
第4節 救援物資の受入れ・配分	222
第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	224
第1節 保健衛生対策	224
第2節 防疫活動	224
第3節 遺体の処置（遺体安置所の開設）及び埋・火葬	225
第11章 文教対策	227
第1節 学校の応急措置	227
第2節 学校教育の再開	228
第3節 社会教育施設・生涯学習施設の応急措置	229
第12章 緊急輸送対策	231
第1節 緊急輸送道路及び緊急輸送等の確保対策	231
第2節 輸送拠点の確保	233
第3節 輸送手段の確保	233
第4節 障害物の除去	235
第13章 居住環境改善対策	237
第1節 建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	237
第2節 応急仮設住宅	239
第3節 住宅の応急修理・障害物の除去	241
第14章 ライフラインの応急対策	243
第1節 情報交換・連携体制	243
第2節 下水道	243
第3節 上水道施設	245
第4節 電力施設	246
第5節 ガス施設	249
第6節 電気通信施設	253
第7節 鉄道施設	254
第15章 災害廃棄物等処理対策	261
第1節 災害廃棄物の処理に関する基本方針	261
第2節 災害廃棄物等処理体制の確立（情報収集・記録の開始、連絡体制の確保）	261
第3節 し尿の処理	261
第4節 生活ごみの処理	263
第5節 がれきの処理	263
第16章 広域応援体制	266
第1節 広域応援要請	266
第2節 海外からの支援の受入れ	270

第 17 章 災害救援ボランティアの受入れ・支援活動	271
第 1 節 ボランティア活動支援拠点の設置	271
第 2 節 災害救援ボランティア活動の連携	272
第 3 節 災害救援ボランティアの受入れ	272
第 4 節 災害救援ボランティア支援団体の活動に対する支援	272
第 18 章 被災状況の調査、情報提供及び広聴活動等	273
第 1 節 被災者等への情報提供	273
第 2 節 被災家屋台帳の整備	273
第 3 節 被災者台帳の整備	274
第 4 節 罹災台帳の整備	276
第 5 節 罹災証明書の交付	276
第 6 節 広聴活動	276
第 7 節 物価の安定、物資の安定供給	277
第 19 章 災害救助法	278
第 1 節 災害救助法の適用	278
第 2 節 救助の内容	278
第 3 節 求償事務	278
第 20 章 二次災害の防止活動	279
第 1 節 水害・土砂災害対策	279
第 2 節 爆発等及び有害物質による二次災害対策	279
第 3 節 津波による二次災害対策	280
第 21 章 津波対策	281
第 1 節 津波警報等の受理伝達	281
第 2 節 津波災害の初動体制	284
第 3 節 津波災害の避難対策	286
第 5 部 災害復旧・復興対策計画	289
第 1 章 復旧・復興体制の整備	291
第 1 節 復旧と復興の考え方	291
第 2 節 人的資源の確保	292
第 3 節 震災復興に係る体制整備	292
第 4 節 財源の確保	293
第 2 章 災害復旧基本計画	297
第 1 節 復旧の基本方針	297
第 2 節 都市基盤施設等の復旧対策	298
第 3 節 生活安定対策	300
第 4 節 地域経済支援	304
第 3 章 震災復興基本計画	308

第1節 復興計画の検討	308
第2節 復興計画の策定	309
第3節 復興に関する補足調査	310
第4節 市街地復興	311
第5節 都市基盤施設等の復興対策	313
第6節 コミュニティの復興対策	314
<b>第6部 東海地震に関する事前対策計画</b>	<b>315</b>
第1章 計画の方針	317
第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的	317
第2節 地震防災対策強化地域	317
第3節 東海地震に関する事前対策の体系	318
第4節 被害想定	319
第2章 予防対策	320
第1節 緊急整備事業	320
第2節 地震防災応急計画の作成	320
第3節 東海地震に関連する情報に関する知識の普及	320
第3章 警戒宣言発令時等の対策	321
第1節 東海地震に関する情報が発表された場合の対応	321
第2節 東海地震に関連する情報、警戒宣言の伝達	323
第3節 警戒活動体制	324
第4節 警戒宣言前の準備行動	326
第5節 広報対策	327
第6節 警戒宣言発令時の地震防災応急対策実施状況の報告	328
第7節 応受援に係る調整	328
第8節 事前避難対策	328
第9節 消防、津波対策	330
第10節 施設・設備等の点検及び緊急にとるべき措置	332
第11節 警備対策	333
第12節 交通対策	336
第13節 緊急輸送対策	338
第14節 鉄道・バス等公共輸送対策	340
第15節 駅前混乱防止対策	346
第16節 児童生徒の保護対策	348
第17節 医療機関、福祉施設の対策	350
第18節 不特定多数が入り出す施設の対策	351
第19節 生活関連施設対策	352
第20節 金融機関の措置	355

第 21 節 事業所等の措置	356
第 22 節 救援対策等	357
<b>第 7 部 南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	<b>358</b>
第 1 章 総則	361
第 1 節 推進計画の目的	361
第 2 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	361
第 2 章 関係者との連携協力の確保	362
第 1 節 資機材、人員等の配備手配	362
第 2 節 他機関に対する応援要請	362
第 3 節 帰宅困難者への対応	362
第 3 章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	363
第 1 節 津波に関する情報の伝達等	363
第 2 節 避難指示（緊急）の発令基準	363
第 3 節 避難対策等	363
第 4 節 消防機関等の活動	364
第 5 節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	364
第 6 節 交通	365
第 7 節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	367
第 4 章 時間差発生等における円滑な避難の確保等	369
第 1 節 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象	369
第 2 節 異常な現象に伴い発表される南海トラフ地震臨時情報	369
第 3 節 南海トラフ地震臨時情報の内容に応じた防災対応の考え方	370
第 4 節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策にかかる措置	371
第 5 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策にかかる措置	371
第 6 節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策にかかる措置	381
第 5 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	383
第 6 章 防災訓練計画	384
第 7 章 地震防災上必要な教育・啓発及び広報に関する計画	385
第 8 章 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	386
<b>第 8 部 被災地支援対策</b>	<b>387</b>
第 1 章 被災地支援体制	388
第 1 節 職員の動員配備	388
第 2 節 災害支援本部の設置、運営	388

第3節 情報収集・伝達 .....	389
第2章 被災地支援 .....	390
第1節 救援物資の確保・搬送 .....	390
第2節 義援金の受付け .....	390
第3節 職員の派遣 .....	390
第3章 避難者の受入れ .....	391
第1節 避難者受入れに関する調整 .....	391
第2節 指定避難所等への入居 .....	391
第3節 短期的避難者の受入れ支援 .....	392
第4節 中・長期的な避難者の受入れ支援 .....	392
第5節 避難者の報告 .....	392
第6節 避難者の生活支援及び情報提供 .....	393

## 各論II 風水害等対策計画

---

第1部 総則 .....	394
第1章 計画の方針 .....	394
第1節 計画の目的 .....	394
第2節 計画の構成と位置づけ .....	394
第3節 計画への新たな視点 .....	394
第2章 被害想定 .....	397
第1節 被害予測 .....	397
第2部 災害予防対策計画（災害に強いまちづくり） .....	399
第1章 計画的な土地利用と市街地整備の推進 .....	400
第2章 流域治水対策 .....	402
第3章 河川改修計画 .....	404
第4章 公共下水道整備計画 .....	405
第5章 高潮災害予防計画 .....	407
第6章 崖崩れ災害等予防対策の推進 .....	409
第7章 建築物の安全確保 .....	410
第8章 ライフラインの安全対策 .....	411
第3部 災害時応急活動事前対策計画 .....	413

第1章 災害対策本部組織体制の充実	415
第1節 災害対策本部の組織体制の充実	415
第2節 災害対策本部の設置・運営	415
第3節 地区防災拠点本部	415
第4節 災害対策本部各指揮本部の所掌事務	415
第5節 職員の配備・動員	415
第6節 災害対策本部の代替機能の整備等	415
第7節 業務継続体制の確保	416
第2章 情報の収集・伝達体制の整備	417
第3章 タイムライン（防災行動計画）の作成	419
第4章 救助・救急活動体制の充実	420
第5章 医療救護計画	422
第6章 警備等対策計画	423
第7章 避難対策計画	424
第8章 要配慮者対策計画	429
第9章 被災者救援対策計画	432
第10章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する計画	433
第11章 文教対策計画	434
第1節 学校教育対策	434
第2節 生涯学習対策	435
第12章 緊急輸送計画	436
第13章 ライフラインの応急復旧対策計画	437
第14章 災害廃棄物等処理計画	439
第15章 広域応援体制計画	440
第16章 風害に関する事前対策計画	441
第17章 雪害に関する事前対策計画	443
第18章 火山災害に関する事前対策計画	445
第19章 要配慮者利用施設の名称及び所在地	448
第1節 洪水浸水想定区域における要配慮者利用施設	448
第2節 土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設	448
第3節 高潮浸水想定区域における要配慮者利用施設	449
第4部 災害時の応急活動計画	451
第1章 災害対策本部等の設置、運営	454
第1節 災害発生直前の対策	454

第2節 初動体制の確立 .....	455
第3節 災害対策本部等の設置、運営 .....	457
第4節 災害対策要員の確保 .....	457
第5節 災害対策資源の確保と活用 .....	457
第2章 災害時情報の収集・伝達 .....	458
第1節 気象情報等の収集・伝達 .....	458
第2節 被害情報の収集・伝達 .....	467
第3節 災害広報の実施 .....	467
第3章 救助・救急活動 .....	468
第1節 応急体制 .....	468
第2節 応急活動 .....	468
第3節 行方不明者の捜索 .....	472
第4節 通行禁止区域における措置命令等 .....	472
第5節 消防応援要請 .....	473
第4章 医療救護活動 .....	474
第1節 医療救護活動体制の確立 .....	474
第2節 医療情報の収集・提供 .....	474
第3節 医薬品等の確保 .....	474
第4節 ライフラインの確保 .....	474
第5節 傷病者の搬送体制 .....	474
第5章 警備等対策 .....	475
第1節 陸上警備救助活動 .....	475
第2節 海上警備救助活動 .....	475
第6章 避難対策 .....	476
第1節 避難情報 .....	476
第2節 指定緊急避難場所（洪水・崖崩れ）の開設・運営・閉鎖 .....	483
第3節 他市町村への避難 .....	484
第4節 風水害対策の避難計画 .....	484
第5節 帰宅困難者対策 .....	486
第6節 応急仮設住宅 .....	486
第7節 住宅の応急修理・障害物の除去 .....	486
第8節 ペット対策 .....	487
第9節 車両による避難 .....	487
第10節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保 .....	487
第7章 要配慮者支援対策 .....	488
第1節 災害発生時の支援体制 .....	488
第8章 被災者救援対策 .....	489



第1節 応急給水	489
第2節 食料供給	489
第3節 生活物資供給	489
第4節 救援物資の受入れ・配分	489
第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	490
第1節 保健衛生対策	490
第2節 防疫活動	490
第3節 遺体の処置（遺体安置所の開設）及び埋・火葬	490
第10章 文教対策	491
第1節 学校の応急措置	491
第2節 学校教育の再開	492
第3節 社会教育施設・生涯学習施設の応急措置	492
第11章 緊急輸送対策	493
第1節 緊急輸送道路及び緊急輸送等の確保対策	493
第2節 輸送拠点の確保	493
第3節 輸送手段の確保	493
第4節 障害物の除去	493
第12章 ライフラインの応急対策	494
第1節 情報交換・連携体制	494
第2節 下水道施設	494
第3節 上水道施設	494
第4節 電力施設	494
第5節 ガス施設	494
第6節 電気通信施設	495
第13章 災害廃棄物等処理対策	497
第1節 災害廃棄物の処理に関する基本方針	497
第2節 災害廃棄物等処理体制の確立（情報収集・記録の開始、連絡体制の確保）	497
第3節 し尿の処理	497
第4節 生活ごみの処理	497
第5節 がれきの処理	497
第14章 広域応援体制	498
第1節 広域応援要請	498
第2節 海外からの支援の受入れ	498
第15章 災害救援ボランティアの受入れ・支援活動	499
第16章 被災状況の調査、情報提供及び広聴活動等	500
第17章 災害救助法	501
第18章 二次災害の防止活動	502

第1節 崖崩れ等による二次災害対策	502
第2節 爆発等及び有害物質による二次災害対策	503
第3節 被災宅地危険度判定	503
第19章 水防対策	504
第1節 水防責任	504
第2節 監視警戒及び重要水防区域	504
第3節 取水堰、防潮門扉等	505
第4節 水防活動用の警報・注意報及び波浪警報の種類	505
第5節 水位周知河川等	506
第20章 風害対策	507
第1節 災害時情報の収集・伝達	507
第2節 活動体制の確立	507
第3節 応急活動の実施	508
第21章 雪害対策	511
第1節 災害時情報の収集・伝達	511
第2節 活動体制の確立	511
第3節 応急活動の実施	512
第22章 火山災害対策	514
第1節 災害時情報の収集・伝達	514
第2節 活動体制の確立	514
第3節 応急活動の実施	514
第5部 災害復旧・復興対策計画	517

## 各論III 都市災害対策計画

---

第1部 総則	518
第1章 計画の方針	518
第1節 計画の目的	518
第2節 計画の構成と位置づけ	518
第3節 計画への新たな視点	519
第2章 被害想定	520
第1節 都市災害の要因及び危険性	520
第2節 藤沢市で予想される都市災害	524
第2部 災害時応急活動対策計画	525

第1章 災害対策本部組織体制の充実	526
第1節 災害対策本部組織体制の充実	526
第2節 災害対策本部等の設置、運営	527
第3節 災害対策要員の確保	527
第2章 災害時情報の収集・伝達と広聴体制の整備	528
第1節 災害情報等の収集・伝達	528
第2節 災害広報の実施	528
第3節 広聴活動	528
第3章 救助・救急、消火活動	529
第1節 応急体制	529
第2節 応急活動	529
第3節 消防応援要請	532
第4章 救援救護計画	534
第1節 医療救護活動体制の確立	534
第2節 医療情報の収集・提供	534
第3節 医薬品等の確保	534
第4節 ライフラインの確保	534
第5節 傷病者の搬送体制	534
第6節 保健衛生対策	534
第7節 防疫活動	535
第8節 遺体の処置（遺体安置所の開設）及び埋・火葬	535
第9節 広域応援体制	535
第10節 災害救助法の適用	536
第5章 避難対策	537
第1節 避難指示等	537
第2節 避難場所の開設・運営・閉鎖	538
第3節 他市町村への避難	538
第4節 帰宅困難者対策	538
第5節 応急仮設住宅	538
第6節 住宅の応急修理・障害物の除去	538
第7節 ペット対策	539
第8節 男女双方の視点、ジェンダー平等に配慮した生活環境の確保	539
第6章 警備等対策	540
第1節 陸上警備救助活動	540
第2節 海上警備救助活動	540
第3部 災害種別対策計画	541
第1章 船舶海難及び油等流出海上災害対策	543

第1節 災害予防	545
第2節 災害時の応急活動計画	546
第2章 航空災害対策	555
第1節 災害予防	557
第2節 災害時の応急活動計画	557
第3章 鉄道災害対策	562
第1節 災害予防	562
第2節 災害時の応急活動計画	563
第4章 道路災害対策	576
第1節 災害予防	576
第2節 災害時の応急活動計画	577
第5章 放射性物質災害対策	582
第1節 災害予防	583
第2節 災害時の応急活動計画	586
第3節 災害復旧	591
第6章 危険物等災害対策	593
第1節 災害予防	593
第2節 災害時の応急活動計画	594
第3節 消防局における応急対策	596
第7章 中高層建築物・地下階災害対策	603
第1節 災害予防	603
第2節 災害時の応急活動計画	605
第8章 大規模火災対策	609
第1節 災害予防	609
第2節 災害時の応急活動計画	611
第9章 大規模断水対策	613
第1節 災害予防	613
第2節 災害時の応急活動計画	613
第10章 大規模情報通信災害対策	616
第1節 災害予防	616
第2節 災害時の応急活動計画	616
第11章 大規模停電対策	620
第1節 災害予防	620
第2節 災害時の応急活動計画	620
第12章 その他の災害に共通する対策	622
第1節 災害応急対策への備え	622

第2節 災害発生直前の対策 .....	623
第3節 災害時の応急活動計画 .....	623
第4節 活動体制の確立 .....	624
第5節 応急対策 .....	625
第4部 災害復旧・復興対策計画 .....	632
<b>索引・用語集 .....</b>	<b>巻末</b>

---

---